

令和3年度指導教育担当児童福祉司の任用前研修システム運用事業業務委託仕様書

1. 事業名

指導教育担当児童福祉司の任用前研修システム運用事業業務委託業務

2. 事業の目的

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童相談所の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

これを踏まえ、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を告示で定められたところであり、そのために研修を実施し、専門性強化を図ることを目的とする。

3. 事業内容等

(1) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修システム運用の内容・実施形式

実施形式については、eラーニングにより受講するものとし、オンラインでの試験実施を含む。詳細については、別紙4「令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について【概要】」に沿った内容で提案すること。

受講対象者は、全国の児童相談所の指導教育担当児童福祉司の任用予定者であり、最大で500人を見込んでいる。

(2) 指導教育担当児童福祉司の任用前研修システム運用事業業務委託業務

① eラーニングマネジメントシステム(LMS)の新規導入、運用及び保守

ア. 研修の管理運営(受講状況の管理、受講者アンケート、eラーニングの効果測定結果等を含む。)

イ. 修了者名簿の作成・提出、修了証の作成・送付

ウ. 実績報告書の作成・提出

4. 契約時期

契約締結日から令和4年3月31日までの期間(遅くとも、令和3年12月から運用開始を予定しているが、一部分の運用も可能とする。)

※ 令和3年(契約締結日)から令和5年3月末までの2か年を基本(ただし、国の財政事情、事業の実施状況等によりこれを必ず保証するものではない。)とする。

5. 留意事項

・旅費、通信費、印刷費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。

・本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務を終了した後も本業務に従事していた全ての者に遵守させること。

- ・本業務により生じた成果物の著作権は、社会福祉法人横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター（以下「センター」という。）に帰属する。
- ・本業務の遂行に当たっては業務内容を十分に理解し、センター担当者と連絡を密に取りながら誠実に遂行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、センター担当者へ速やかに連絡を取り、協議すること。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、センターの責めに帰すべきものを除の実施状況等)
- ・事業実績報告書は、各年度終了後の4月10日までに提出すること。